

答 申 第 63 号
平成 20 年 4 月 21 日
(2008 年)

西宮市教育委員会 様

西宮市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 中 山 正 隆

西宮市情報公開条例第 15 条第 2 項の規定
に基づく諮問について (答 申)

平成 19 年(2007 年) 7 月 13 日付で諮問のありました事案について、別紙のとおり答
申します。

答 申

第1 審査会の結論

「平成19年度主幹教諭個人調書・推薦書」内の、教育長記載の理由及び校長所見を非開示とした処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての経過

異議申立人は、平成19年3月29日に「平成19年度主幹教諭個人調書・推薦書（以下「本件文書」という。）」に記載された保有個人情報の開示を実施機関、西宮市教育委員会に請求したが、同年4月6日付けで実施機関は当該内の推薦書中、教育長記載の理由及び校長所見を非開示とする決定を受けた。

これに対し、異議申立人は「本件文書」内の推薦書中、教育長記載の理由及び校長所見を非開示とした決定を不服とし、同年6月18日異議申立てに及んだものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書並びに口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

(1) 実施機関は、「本件文書」内の推薦書中、教育長記載の理由及び校長所見は、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当するとして、西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）第19条第6号エを適用して当該部分の非開示決定を行なった。

(2) しかしこれは、下記の点において理由にならない。

平成19年度主幹教諭選考は既に終了し、主幹教諭の辞令交付も行なわれており、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはない。

主幹教諭の選考は兵庫県教育委員会が行なっており、西宮市教育委員会は選考に関わっていない。

非開示とされている部分は、異議申立人が主幹教諭選考に応募する際の個人調書に記入された、学校長の所見及び教育長の推薦文であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはない。

昨年度に「教職員人事評価・育成システム」の試行が行なわれ、学校長及び教頭の作成した、総合所見及び今後さらに伸ばしていきたい点・改善を要する点についての指導・助言内容の書かれた「教職員の評価・育成シート」が開示されている。

(3) よって、本件文書の一部を非開示とした処分は、個人情報保護条例の解釈を誤ったものであるため、処分を取消し、全部開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件文書の一部を非開示とした処分理由説明書及び口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

1 諮問に至るまでの概要

- (1) 平成19年3月29日、申立人は実施機関、西宮市教育委員会に対して、「本件文書」に記載された保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、「本件文書」内の推薦書中、教育長記載の理由及び校長所見について非開示とする処分決定を行い、同年4月6日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 平成19年6月18日、申立人は、「本件文書」内の推薦書中、教育長記載の理由及び校長所見を非開示とした処分を不服として、個人情報保護条例第44条第1項の規定に基づき本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

2 本件処分の理由

本件決定について異議申立人は、「本件文書内の推薦書中、教育長記載の理由及び校長所見を開示しても公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはない。」と主張しているが、兵庫県教育委員会の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例第19条第6号エ「市又は国等が行なう事務に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものと判断し、同条を適用し非開示としたものである。

第4 審査会の判断

本件請求に関わる異議申立てについての本審査会の判断は、以下のとおりである。

1 本件対象個人情報

本件審査で対象とする個人情報は、第1に記載した、「平成19年度主幹教諭個人調書・推薦書」内に記載された個人に関する情報である。

2 処分理由の検討と判断

- (1) 本審査会は、「本件文書」が実施機関の主張する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当する文書であるかどうかを中心に審議を行った。
- (2) 「主幹教諭の選考は兵庫県教育委員会が行なっており、西宮市教育委員会は選考に関わっていない。」と、異議申立人は主張しているが、本件文書に記載された個人情報は、兵庫県教育委員会が主幹教諭選考を行う際に必要となる人事管理に係る事務に関する情報であり、実施機関も主幹教諭の推薦を行っている以上、個人情報保護条例19条6号に言う「市又は国等が行う事務に関する情報（同条例7条第2項第5号参照）」に該当する。

- (3) 「本件文書」は、本人開示を前提としない人事管理上の評価情報であり、開示することにより評価者の適切な評価を著しく困難とし、よって主幹教諭選考の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
- (4) 「本件文書」は平成19年度の主幹教諭選考に関わるもので既に終了していることから、開示することによる当該事務事業への影響はないと申立人は主張するが、対象文書は人事管理上の評価情報を含むものであり、事後的にはあれ、本件文書を開示することにより、平成20年度以降も実施が予想される主幹教諭選考の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
- (5) 実施機関の開示・非開示の判断の分かれる「本件文書」と「教職員の評価・育成シート」との関係については、「本件文書」が主幹教諭選考に係る人事管理に関わる非開示を前提とした文書であるのに対し、「教職員の評価・育成シート」は教職員の育成を目的とし、希望があれば本人に開示することを原則としている文書であることから、開示・非開示の判断の分かれることはやむを得ないものと判断する。

第5 結 論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のように答申する。
なお、審査の経過は別紙のとおりである。

別紙

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成19年7月13日		諮問書を受領
平成20年1月23日	第143回審査会	実施機関から意見聴取
平成20年2月12日		異議申立人の意見書を受領
平成20年2月22日	第144回審査会	異議申立人から意見聴取
平成20年3月28日	第145回審査会	答申案の検討審議
平成20年4月21日	第146回審査会	答 申